

尾張西部国営施設機能保全事業
日光川河口排水機場基礎耐震化対策（その7）工事

特 別 仕 様 書

項目	内 容	備考						
第1章 総則	尾張西部国営施設機能保全事業 日光川河口排水機場基礎耐震化対策（その7）工事（以下「本工事」という。）の施工に当たっては、農林水産省農村振興局制定「土木工事共通仕様書」（以下「共通仕様書」という。）に基づいて実施する。 なお、共通仕様書に対する特記及び追加事項は、この特別仕様書によるものとする。							
第2章 工事内容								
1. 目的	本工事は、国営尾張西部土地改良事業計画に基づき日光川河口排水機場基礎の耐震化対策を行うものである。							
2. 工事場所	愛知県海部郡飛島村梅之郷地内							
3. 工事概要	本工事の概要は次のとおりである。 仮想ケーソン工（壁体造成工） 地盤改良工 有効壁厚b=1.5m L=23.0m 11本 鋼管矢板工 SKY400 φ1000（高耐力継手） <table> <tr> <td>海側</td> <td>L=28.9m</td> <td>22本</td> </tr> <tr> <td>川側</td> <td>L=25.9m</td> <td>22本</td> </tr> </table> 撤去・復旧工 1式 仮設工 1式	海側	L=28.9m	22本	川側	L=25.9m	22本	
海側	L=28.9m	22本						
川側	L=25.9m	22本						
4. 工事数量	別紙「工事数量表」のとおりである。							
第3章 施工条件								
1. 工期	本工事は、受注者の円滑な工事施工体制を確保するため、事前に建設資材、建設労働者の確保などが図れる余裕期間と実工期を合わせた全体工期を設定した工事であり、発注者が示した工事完了期限までの間で、受注者は工事の始期（工事開始日）及び終期を任意に設定できる。 なお、受注者は、契約を締結するまでの間に、別記様式1により、工事の始期及び終期を通知しなければならない。 ただし、受注者は、発注者が本工事の積算上の工期としている686日間よりも短い期間を工期として設定しようとする場合には、落札決定後、速やかに別記様式1と併せて、休日を確認していることや適切な工程による工事であることを説明できる理由書及び工程表を提出しなければならない。 工事の始期までの余裕期間内は、主任技術者又は監理技術者を配置することを要しない。 また、現場に搬入しない資材等の手配等を行うことができるが、資材の搬入や仮設物の設置等、工事の着手を行ってはならない。 なお、余裕期間内に行う手配等は受注者の責により行うものとする。 全体工期：契約締結の日から令和9年6月14日（工事完了期限日）まで ※ 工事完了期限内における工期の変更については、受注者から変更理由が記載された書面での協議を行うこと。							
2. 工事期間中の休業日	工事期間中の休業日としては、雨天・休日等（非稼働日）を月当たり標準14日見込んでいる。 なお、休業日には土曜日、日曜日、祝日、夏期休暇及び年末年始休暇を含んでいる。							

項目	内 容	備考
3. 施工しない日	原則、土曜日及び日曜日、春の大型連休、夏期休暇（8月14日～8月16日）、年末年始休暇（12月29日～1月3日）。 ただし、週休2日の取得に要する費用の計上の試行工事のうち週休2日の実施を取り組む工事については、提出する実施計画書によるものとする。 なお、冬期間の気象条件等により上記の工事を施工しない日においてやむをえず施工が必要となった場合は、監督職員と協議するものとする。	
4. 河川区域内施工	本工事は、河川区域内の工事であるため、関係法令及び河川管理者との協議による条件を遵守しなければならない。 河川内工事は、11月1日～5月31日の間の施工とする。	
5. 作業時間の制限	日光川河口排水機場の施設管理者である愛知県海部農林水産事務所（以下「施設管理者」という。）の勤務時間は、平日の8：45から17：30であり、工事における作業時間は施設管理者の勤務時間内であることを原則とする。 なお、やむを得ず施設管理者の勤務時間外に作業を行う必要がある場合は、事前に監督職員と協議するものとする。	
6. 現場技術員	本工事は、共通仕様書第1編1-1-9に規定する現場技術員を配置するものとする。 なお、氏名等については、別に通知する。	
第4章 現場条件		
1. 土質	本工事の施工場所の土質は、図面のとおり想定している。	
2. 施工時対象潮位・水位	施工時対象潮位（海側）及び水位（川側）の値は、以下を推定している。 期間：11月1日～5月31日 海側：最大潮位 TP+1.53m （2011～2020年名古屋港検潮所データより推定） 川側：最高値水位 TP-0.02m （2013～2020年日光川河口排水機場観測データより推定）	
3. 関連工事	本工事に関連する工事として次に示す工事等を予定しているので、監督職員及び関連する工事の責任者と十分連絡・協議し工事工程に支障が生じないようにしなければならない。 ・尾張西部国営施設機能保全事業 - 日光川河口排水機場除塵設備整備その3工事（仮称） - 施工時期：令和7年4月～令和8年6月（予定）	
4. 第三者に対する措置		
(1) 騒音及び振動等対策	1) 騒音、振動等の対策については、十分に配慮するとともに地域住民等との協調を図り、工事の円滑な進捗に努めなければならない。 2) 各種重機械による作業に際し、特に地域の環境規制基準に抵触するおそれのある作業については、監督職員と協議の上、振動、騒音の計測を行うものとする。また、工法等を変更する必要がある場合は、監督職員と協議するものとする。 3) 既設構造物等の取壊し、掘削、積込及び重機走行等、通常の作業	

項目	内 容	備考
(2) 濁水処理対策	を行う場合も騒音、振動の発生防止に努めるとともに、特に対策を必要とする場合は、監督職員と協議するものとする。 1) 施工に当たり汚濁水が発生した場合、汚濁水が施工位置周辺に飛散又は流出しないよう十分注意して施工しなければならない。 なお、濁水処理対策が必要となった場合は、監督職員と協議するものとする。 2) 地盤改良工に伴う汚泥は、適切に排泥枥やガイド管により産業廃棄物処理を行うとともに、海上・河川への流出を防止するために、汚濁防止フェンスを設置しなければならない。 なお、汚濁防止フェンスが損傷し、補修が必要となった場合は監督職員と協議するものとする。 3) 鋼管矢板工に伴うウォータージェット併用時の濁水が現場外に流出しないよう汚濁防止フェンスを設置しなければならない。 なお、汚濁防止フェンスが損傷し、補修が必要となった場合は監督職員と協議するものとする。	
(3) 保安対策	本工事における交通誘導警備員は計上していないが、関係機関との協議・調整及び現地の交通状況等により必要となった場合は、監督職員と協議するものとする。	
(4) 進入車両条件	現場への進入車両は、横取り水門管理橋の設計荷重TL-20とする。	
(5) 防塵対策	施工に当たっては、粉塵等により周辺に被害を及ぼさないよう十分注意して施工しなければならない。 なお、防塵対策が必要となった場合は、監督職員と協議するものとする。	
(6) 特許権	本工事での施工に当たり、第10章7. 地盤改良工では、関係法令等により保護される第三者の権利に対する特許使用料を計上していることから、受注者はその使用に対する一切の責任を負わなければならない。 なお、請負契約書第8条に該当する場合はこの限りでない。 特許番号 特許第5649052号 特許第6319835号 特許第6391068号	
5. 関係機関との調整	既設構造物及び第三者に損害を与えた場合は、受注者の責任で処理するものとする。 受注者は下記について、必要な調整を行わなければならない。 (1) 施工機械搬入ルート等の道路使用許可申請 (2) 河川区域における工事に対して必要となる各種協議 (3) 危険物等の届出	
6. 海上対策	作業船舶の航行及び作業に際しては、名古屋港管理組合、海上保安庁と調整を図り施工しなければならない。	
(1) 作業船舶故障時の処理	受注者は、作業船舶が故障した場合、安全の確保に必要な措置を講じなければならない。なお、故障により二次災害を招くおそれがある場合は、直ちに応急の措置を講じ、関係機関に通報及び監督職員へ連絡しなければならない。	
(2) 回航保険	受注者は、作業船等を名古屋港以外から回航する場合、回航保険を	

項目	内 容	備考
(3) 諸法令等の遵守	付保しなければならない。 受注者は、共通仕様書第1編1-1-42にて規定する諸法令等のほか、次に掲げる法令も遵守するものとする。 1) 海上交通安全法 2) 海上衝突予防法 3) 海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律 4) 船員法 5) 船舶職員及び小型船舶操縦者法 6) 船舶安全法 7) 船員保険法	
(4) 安全管理	1) 受注者は、「港湾工事安全施工指針（社）日本埋立浚渫協会」、「潜水作業安全施工指針（社）日本潜水協会」及び「作業船団安全運航指針（社）日本海上起重技術協会」を参考にし、常に工事の安全に留意して事故及び災害の防止に努めなければならない。 2) 受注者は、作業船等が船舶の輻輳している区域を航行又はえい航する場合、見張りを強化するなど事故の防止に努めなければならない。なお、作業期間中は、必要に応じて、作業船を見通せる箇所に警戒船（安全監視船）を配備する場合は、監督職員と協議ものとする。 3) 受注者は、工事中に機雷、爆弾等の爆発物を発見又は拾得した場合、関係機関に通報及び監督職員へ直ちに電話等にて連絡をし、指示を受け、その後書面による通知をしなければならない。 4) 受注者は、工事に先立ち、施工現場とその周辺及び工事に使用する船舶の回航・えい航経路上に、送電線・海底ケーブル等の工作物若しくは埋設物の有無など必要な事項を、一般電気事業者等工作物の設置者に確認し、関係法令に基づき、安全対策を講じなければならない。	
(5) 組立台船	組立台船は、名古屋港一般ふ頭に搬入し、組立て解体及び対象重機の艀装（運搬）を行い、日光川河口排水機場まで引き船を行う。	
(6) 主作業船、付属作業船	主作業船及び付属作業船は名古屋港を基地とし、施工場所までえい航することとするが、これによらない場合は監督職員と協議するものとする。	
第5章 指定仮設		
1. 一般事項	本工事における指定仮設は、設計図面に示すとおりである。 なお、指定仮設の変更が必要となった場合、受注者は設計図書等を監督職員に提出し協議するものとする。	
2. 工事用道路	工事用道路は、機場敷地内の道路を使用することとする。 なお、道路の養生等、特別な対策が必要となった場合には、監督職員と協議するものとする。	
3. 仮設工	受注者は、図面に基づき、仮設構台を設置するものとするが、これによりがたい場合は監督職員と協議するものとする。 また、工事期間中に補修が必要となった場合は監督職員と協議するものとする。 1) 海側の鋼管矢板施工にあたっては、仮設構台（1）を鋼管パイラー、鋼管矢板、反力装置及び地盤改良工機器を吊り込むためのクレ	

項目	内 容	備考
4. 台船	ーンヤードとして使用するものとし、上載荷重を 128kN/m² 以下としているため、これを超える場合は監督職員と協議するものとする。 2) 地盤改良工の施工にあたっては、仮設構台（2）を施工ヤードとして使用するものとし、上載荷重（衝撃等を含む施工荷重）を 45kN/m² 以下としているため、これを超える場合は監督職員と協議するものとする。 施工にあたっての台船の使用は以下のとおり考えているが、これによらない場合は監督職員と協議するものとする。 1) 海側の施工ではエプロン部のコンクリート削孔作業に組立台船を使用する。 2) 川側の施工では、エプロン削孔作業、鋼管矢板圧入工法のための鋼管パイラー・鋼管矢板・反力装置等の吊り込み作業、鋼管矢板の運搬作業、仮設構台（2）の造成・撤去作業及び地盤改良工の作業補助に台船を使用する。	
5. 台船の艀装	1) 台船及び組立台船（9 隻）の艀装は名古屋港一般ふ頭を利用するものとする。また、重機の積込みにあたってはふ頭標高と潮位を調整し行うこととし、実施工程は監督職員と協議した上で決定するものとする。 2) 組立台船については、設計28隻構成のうち、9 隻を名古屋港一般ふ頭に搬入して、組立解体及び搭載する重機の艀装を行い施工場所までえい航する。その後、施工場所に残りの組立台船19隻を直接搬入して組立解体を行い28隻構成に完成させるものとする。また、分解時は逆の手順とする。 なお、これによらない場合は、監督職員と協議するものとする。	
第6章 工事用地等		
1. 発注者が確保している用地	本工事の工事用地及び工事施工上必要となる用地は日光川河口排水機場敷地である。なお、工事用地等の養生等及び使用後の復旧等、特別な対策が必要となった場合には、監督職員と協議するものとする。	
2. 工事用地等以外で受注者が確保する用地	前項 1 以外で受注者が確保する用地は、事前に監督職員の承諾を得るものとする。	
3. 境界杭等	既存境界杭等が工事の支障となる場合は、監督職員と打ち合わせるものとし、境界杭を撤去した場合においては、工事完了後復旧したうえで、関係者の了解を得るものとする。 また、新たに境界杭を設置する必要がある場合は、監督職員と協議するものとする。	
第7章 工事用電力	本工事に使用する電力設備は、受注者の責任において準備しなければならない。	
第8章 貸与する資料	本工事の施工において関連する次の資料は貸与する。 1) 資 料 名 令和5年度 尾張西部地区 日光川河口排水機場基礎耐震化対策水上施工部検討業務報告書 2) 貸与期間 工事契約から工事完成まで 3) 返納場所 東海農政局木曽川水系土地改良調査管理事務所 4) 貸与条件 貸与資料の内容については、発注者の許可なく他に公	

項目	内 容	備考															
第9章 工事用材料 1. 規格及び品質	表してはならない。																
	5) その他 その他必要となる資料については、監督職員と協議するものとし、追加資料等があった場合の取扱いは上記のとおりとする。																
	本工事で、使用する主要材料の規格及び品質は、次のとおりであり、監督職員が指示する材料については、試験成績書等を提出しなければならない。																
	1) セメント系固化材 特殊低ブリーディング固化材とし、地盤改良に使用する固化材の配合は以下のとおり考えている。 地盤改良工固化材（1 m ³ 当たり）																
	<table><tr><th>材料名</th><th>規格・仕様</th><th>単位</th><th>配合量</th></tr><tr><td>セメント系固化材</td><td>特殊低ブリーディング固化材</td><td>kg</td><td>770</td></tr><tr><td>水</td><td></td><td>kg</td><td>747</td></tr></table>	材料名	規格・仕様	単位	配合量	セメント系固化材	特殊低ブリーディング固化材	kg	770	水		kg	747				
	材料名	規格・仕様	単位	配合量													
	セメント系固化材	特殊低ブリーディング固化材	kg	770													
	水		kg	747													
	固化材成分については以下のとおり考えている。																
	<table><tr><th colspan="2">固化材品種</th><th>成分規格値</th></tr><tr><td colspan="2">密度（g/cm³）</td><td>3.05±0.1</td></tr><tr><td colspan="2">表面面積（cm²/g）</td><td>3,500以上</td></tr><tr><td rowspan="3">化 学 成 分</td><td>二酸化ケイ素（%）</td><td>18.5～28.5</td></tr><tr><td>酸化カルシウム（%）</td><td>49.0～63.0</td></tr><tr><td>三酸化硫黄（%）</td><td>1.0～8.0</td></tr></table>	固化材品種		成分規格値	密度（g/cm ³ ）		3.05±0.1	表面面積（cm ² /g）		3,500以上	化 学 成 分	二酸化ケイ素（%）	18.5～28.5	酸化カルシウム（%）	49.0～63.0	三酸化硫黄（%）	1.0～8.0
固化材品種		成分規格値															
密度（g/cm ³ ）		3.05±0.1															
表面面積（cm ² /g）		3,500以上															
化 学 成 分	二酸化ケイ素（%）	18.5～28.5															
	酸化カルシウム（%）	49.0～63.0															
	三酸化硫黄（%）	1.0～8.0															
2) コンクリート コンクリートは、レディーミクストコンクリートとし、種類は次のとおりとする。																	
<table><tr><th>種類</th><th>設計基準強度（N/mm²）</th><th>スランプフロー（cm）</th><th>粗骨材の最大寸法（mm）</th><th>水セメント比 W/C（%）</th><th>セメントの種類による記号</th><th>使用目的</th></tr><tr><td>水中不分離コンクリート</td><td>24</td><td>45</td><td>25</td><td>57以下</td><td>N又はBB</td><td>エプロン復旧</td></tr></table>	種類	設計基準強度（N/mm ² ）	スランプフロー（cm）	粗骨材の最大寸法（mm）	水セメント比 W/C（%）	セメントの種類による記号	使用目的	水中不分離コンクリート	24	45	25	57以下	N又はBB	エプロン復旧			
種類	設計基準強度（N/mm ² ）	スランプフロー（cm）	粗骨材の最大寸法（mm）	水セメント比 W/C（%）	セメントの種類による記号	使用目的											
水中不分離コンクリート	24	45	25	57以下	N又はBB	エプロン復旧											
※最大骨材寸法25mmは、地域内に骨材の入手が困難な場合20mmの骨材の使用を可能とする。																	
3) 鋼管矢板 SKY400 φ1000 JIS A 5530（鋼管矢板） 高耐力継手 高耐力継手は、縞鋼管 φ165.2、t=11mmのP-P型継手を用いる。																	
4) 鋼管矢板継手部モルタル 鋼管矢板継手部のモルタルは、高耐力継手用のプレミックスドタイプを用い、打設後のモルタルの最低強度が40 N/mm ² 以上となる材料を選定すること。以下に、配合例を示す。																	

項目	内 容						備考																								
2. 見本又は資料提出	<table><tr><td>W/C</td><td>セメント</td><td>砂</td><td>混和剤</td><td>W</td><td>計</td></tr><tr><td>37.1%</td><td>910</td><td>963</td><td>3</td><td>338</td><td>2,214</td></tr><tr><td>容積_ℓ</td><td>289</td><td>370</td><td>3</td><td>338</td><td>1,000</td></tr><tr><td colspan="5">混和剤は、高性能AE減水材等</td><td></td></tr></table>						W/C	セメント	砂	混和剤	W	計	37.1%	910	963	3	338	2,214	容積 _ℓ	289	370	3	338	1,000	混和剤は、高性能AE減水材等						
	W/C	セメント	砂	混和剤	W	計																									
	37.1%	910	963	3	338	2,214																									
	容積 _ℓ	289	370	3	338	1,000																									
	混和剤は、高性能AE減水材等																														
	5) 仮設構台																														
	主桁、H鋼柱及び受桁等の材質は、SS400材とする。																														
	次に示す工事用材料は、使用前にカタログ、試験成績書等を監督職員に提出し、承諾を得るものとする。																														
	なお、これ以外の材料についても監督職員が提出を指示する場合がある。																														
	<table><tr><td>材料名</td><td>提出物</td></tr><tr><td>セメント系固化材</td><td>試験成績書、カタログ</td></tr><tr><td>ベントナイト</td><td>試験成績書</td></tr><tr><td>鋼管矢板継手部モルタル</td><td>試験成績書</td></tr><tr><td>レディーミクストコンクリート</td><td>配合報告書、試験成績書</td></tr><tr><td>土砂、碎石、石材類</td><td>試験成績書</td></tr><tr><td>鉄筋</td><td>ミルシート、試験成績書</td></tr><tr><td>鋼材（リース材、山留材）</td><td>カタログ</td></tr><tr><td>鋼材（生材）</td><td>ミルシート、試験成績書</td></tr><tr><td>鋼管類</td><td>製作図、ミルシート、試験成績書</td></tr></table>						材料名	提出物	セメント系固化材	試験成績書、カタログ	ベントナイト	試験成績書	鋼管矢板継手部モルタル	試験成績書	レディーミクストコンクリート	配合報告書、試験成績書	土砂、碎石、石材類	試験成績書	鉄筋	ミルシート、試験成績書	鋼材（リース材、山留材）	カタログ	鋼材（生材）	ミルシート、試験成績書	鋼管類	製作図、ミルシート、試験成績書					
材料名	提出物																														
セメント系固化材	試験成績書、カタログ																														
ベントナイト	試験成績書																														
鋼管矢板継手部モルタル	試験成績書																														
レディーミクストコンクリート	配合報告書、試験成績書																														
土砂、碎石、石材類	試験成績書																														
鉄筋	ミルシート、試験成績書																														
鋼材（リース材、山留材）	カタログ																														
鋼材（生材）	ミルシート、試験成績書																														
鋼管類	製作図、ミルシート、試験成績書																														
次に示す工事材料は、使用前に監督職員の検査又は試験を受けるものとする。ただし、監督職員の承諾を得た場合は、写真撮影等によりこれに代えることができる。																															
なお、その他の材料は受注者の自主管理記録を確認する場合があるので、監督職員から請求があった場合は、これに応じなければならない。																															
3. 監督職員の検査又は試験	<table><tr><td>材料名</td><td>検査・試験項目</td><td>備考</td></tr><tr><td>セメント系固化材</td><td>数量</td><td>現場搬入時</td></tr><tr><td>セメント系固化材</td><td>配合</td><td>造成開始前</td></tr><tr><td>鉄鋼材類</td><td>寸法、外観、形状</td><td>現場搬入時</td></tr><tr><td>鋼管矢板継手部モルタル</td><td>配合</td><td>注入開始前</td></tr><tr><td>レディーミクストコンクリート</td><td>スランプ、空気量、圧縮強度、塩化物含有量</td><td>現場搬入時及びプラント</td></tr><tr><td>鋼材（リース材、山留工）</td><td>寸法、外観、形状</td><td>現場搬入時</td></tr><tr><td>鋼管類</td><td>寸法、外観、形状</td><td>現場搬入時</td></tr></table>						材料名	検査・試験項目	備考	セメント系固化材	数量	現場搬入時	セメント系固化材	配合	造成開始前	鉄鋼材類	寸法、外観、形状	現場搬入時	鋼管矢板継手部モルタル	配合	注入開始前	レディーミクストコンクリート	スランプ、空気量、圧縮強度、塩化物含有量	現場搬入時及びプラント	鋼材（リース材、山留工）	寸法、外観、形状	現場搬入時	鋼管類	寸法、外観、形状	現場搬入時	
	材料名	検査・試験項目	備考																												
	セメント系固化材	数量	現場搬入時																												
	セメント系固化材	配合	造成開始前																												
	鉄鋼材類	寸法、外観、形状	現場搬入時																												
	鋼管矢板継手部モルタル	配合	注入開始前																												
	レディーミクストコンクリート	スランプ、空気量、圧縮強度、塩化物含有量	現場搬入時及びプラント																												
	鋼材（リース材、山留工）	寸法、外観、形状	現場搬入時																												
	鋼管類	寸法、外観、形状	現場搬入時																												
	次に示す資材等については、以下の調達地域等から調達することを想定しているが、安定的な確保を図るために、当該調達地域等より遠方から調達せざるを得ない場合には、事前に監督職員と協議するものとする。また、輸送費等に要した費用について、証明書類（実際の取引伝票等）を監督職員に提出するものとし、その費用について設計変更の対象とする。																														
<table><tr><td>資材名</td><td>規格</td><td>調達地域等</td></tr><tr><td>鋼製覆工板</td><td>3000*1000*200 2000*1000*200</td><td rowspan="3">愛知県知多市</td></tr><tr><td>桁受・受桁</td><td>H300、H350</td></tr><tr><td>鋼矢板</td><td>IV型</td></tr></table>						資材名	規格	調達地域等	鋼製覆工板	3000*1000*200 2000*1000*200	愛知県知多市	桁受・受桁	H300、H350	鋼矢板	IV型																
資材名	規格	調達地域等																													
鋼製覆工板	3000*1000*200 2000*1000*200	愛知県知多市																													
桁受・受桁	H300、H350																														
鋼矢板	IV型																														
4. 資材等の調達																															

項目	内 容		備考																				
第10章 施工 1. 一般事項 (1) 基準点 (2) 検測又は確認 (施工段階確認)	組立台船	クレーン付台船70～80t 吊相当	滋賀県東近江市																				
	台船	クレーン付台船50t吊 運搬台船100t積	名古屋港																				
	1) 本工事の基準点及び水準点は、設計図書に示すKBMT（TP＋3.000m）、T1（TP＋6.144m）及びT9-1（TP＋6.212m）を使用しなければならない。 なお、基準点等の位置データは、測地成果2000に対応したものである。																						
	2) 基準点等は、施工中に損傷しないように留意するとともに、移動の必要が生じた場合は、監督職員に報告し、指示を受けなければならない。																						
	1) 本工事の施工段階確認は、下表に示すとおりである。ただし、確認時期・頻度については、監督職員の指示により変更する場合がある。 なお、施工段階確認の具体的な実施方法について、施工計画書に記載するものとする。																						
	2) 下表に示す以外の工種は、自主検査記録を確認する場合があるので、監督職員が求めた場合は、これに応じなければならない。																						
	<table><tr><th rowspan="2">工 種</th><th rowspan="2">確認内容</th><th colspan="2">時期・頻度</th></tr><tr><th>一般監督</th><th>遠隔確認対象</th></tr><tr><td>地盤改良工</td><td>削孔位置 施工機角度 削孔角度 削孔長 初期噴射状況 造成・プレジェット開始深度 圧縮空気圧力 〃 吐出量 固化材の配合 〃 圧力 〃 吐出量 回転数・引上げ時間 排泥状況 造成・プレジェット終了深度 ロッド長 完了</td><td>海側・川側着手時 各1本</td><td>○</td></tr><tr><td rowspan="3">鋼管矢板工</td><td>使用材料、長さ、溶接部の適否</td><td>打込時 1回／10本</td><td>○</td></tr><tr><td>基準高、偏心量</td><td>打込完了時 1回／10本</td><td>○</td></tr><tr><td>形状寸法、外観</td><td>水中切断時 全数</td><td>○</td></tr></table>			工 種	確認内容	時期・頻度		一般監督	遠隔確認対象	地盤改良工	削孔位置 施工機角度 削孔角度 削孔長 初期噴射状況 造成・プレジェット開始深度 圧縮空気圧力 〃 吐出量 固化材の配合 〃 圧力 〃 吐出量 回転数・引上げ時間 排泥状況 造成・プレジェット終了深度 ロッド長 完了	海側・川側着手時 各1本	○	鋼管矢板工	使用材料、長さ、溶接部の適否	打込時 1回／10本	○	基準高、偏心量	打込完了時 1回／10本	○	形状寸法、外観	水中切断時 全数	○
	工 種	確認内容	時期・頻度																				
			一般監督	遠隔確認対象																			
	地盤改良工	削孔位置 施工機角度 削孔角度 削孔長 初期噴射状況 造成・プレジェット開始深度 圧縮空気圧力 〃 吐出量 固化材の配合 〃 圧力 〃 吐出量 回転数・引上げ時間 排泥状況 造成・プレジェット終了深度 ロッド長 完了	海側・川側着手時 各1本	○																			
鋼管矢板工	使用材料、長さ、溶接部の適否	打込時 1回／10本	○																				
	基準高、偏心量	打込完了時 1回／10本	○																				
	形状寸法、外観	水中切断時 全数	○																				
(3) 中間技術検査																							
1) 発注者から監督職員を通じて中間技術検査を実施する旨の通知を受けた場合は、これに従わなければならない。 2) 中間技術検査を受ける場合は、あらかじめ監督職員が指示する出来形図及び出来形数量内訳書を作成し、監督職員へ提出しなければならない。																							

項目	内 容	備考															
	3) 契約図書により義務付けられた工事記録写真、出来形管理資料、工事関係図及び工事報告書等の資料を整備し、中間技術検査を命ぜられた職員（以下「技術検査職員」という。）から提示を求められた場合は、これに従わなければならない。 4) 技術検査職員から修補を求められた場合は、これに従わなければならない。 5) 中間技術検査又は修補に要する費用は、受注者の負担とする。																
(4) コンクリート削孔に伴う排水等の処理	コンクリート削孔に伴う排水又は切削粉（汚泥）が発生する場合は、直接、現場外に排出することがないように回収し、産業廃棄物として適正に処理するものとする。																
(5) 地盤改良により発生した排泥の処理	地盤改良により発生した排泥（セメント分を含有）は、直接、現場外に排出することがないように回収し、産業廃棄物として適正に処理するものとする。																
(6) 鋼管矢板圧入に伴うウォータージェット併用時の濁水	ウォータージェット併用時の濁水が現場外に流出しないように汚濁防止フェンスを配置すると共に、ウォータージェットの使用を高深度の必要箇所（Dc1層、Ds1(2)層、Dc2層、Ds2層等）に留める事とする。 なお、汚濁防止フェンスが損傷し、補修が必要となった場合は監督職員と協議するものとする。																
2. 再生資源等の利用	受注者は、次に示す再生資源を利用しなければならない。 <table><tr><th>資材名</th><th>規格</th><th>備考</th></tr><tr><td>再生クラッシュラン</td><td>RC-40</td><td></td></tr></table>	資材名	規格	備考	再生クラッシュラン	RC-40											
資材名	規格	備考															
再生クラッシュラン	RC-40																
3. 建設資材廃棄物の搬出	本工事の施工に伴い発生する建設資材廃棄物等を本現場内で利用することが困難な場合は、次に示す処理施設へ搬出するものとするが、これにより難しい場合は、監督職員と協議するものとする。 なお、処理施設に搬出した場合、共通仕様書第1編1-1-22条（建設副産物）第3項に記載しているとおり、廃棄物管理票を提出しなければならない。 <table><tr><th>建設資材 廃棄物</th><th>処 理 施設名</th><th>住 所</th><th>受入 時間</th><th>事業 区分</th></tr><tr><td>汚泥（排泥）</td><td>(株) ムラアーカム</td><td>愛知県海部郡飛島村 新政成11-20他</td><td>8:00～17:00</td><td>中間処理業者</td></tr><tr><td>コンクリート（無筋）</td><td>(株) 神谷商会 リサイクルセンター第二処分場</td><td>愛知県海部郡飛島村木場1-4</td><td>8:00～17:00</td><td>中間処理業者</td></tr></table>	建設資材 廃棄物	処 理 施設名	住 所	受入 時間	事業 区分	汚泥（排泥）	(株) ムラアーカム	愛知県海部郡飛島村 新政成11-20他	8:00～17:00	中間処理業者	コンクリート（無筋）	(株) 神谷商会 リサイクルセンター第二処分場	愛知県海部郡飛島村木場1-4	8:00～17:00	中間処理業者	
建設資材 廃棄物	処 理 施設名	住 所	受入 時間	事業 区分													
汚泥（排泥）	(株) ムラアーカム	愛知県海部郡飛島村 新政成11-20他	8:00～17:00	中間処理業者													
コンクリート（無筋）	(株) 神谷商会 リサイクルセンター第二処分場	愛知県海部郡飛島村木場1-4	8:00～17:00	中間処理業者													
(1) 建設資材廃棄物等の現場内利用	受注者は、本工事の施工に伴い発生するその他の建設資材廃棄物等も、その利用方法等について監督職員と協議しなければならない。なお、分別の徹底及び、適切な保管を行うものとする。																
4. 汚泥（排泥）の建設資材廃棄物処理について	汚泥（排泥）の建設資材廃棄物処理量については、実績数量により精査変更を行うものとし、実績数量の確認に当たっては、廃棄物管理票の提出のほかに、排泥の比重計測、搬出車両の積載容量確認等を行うものとする。 なお、比重計測、積載容量の確認方法については事前に監督職員の																

項目	内 容	備考																																		
	承諾を得るものとする。 5. 工事現場発生材の仮置きについて 本工事で発生した工事現場発生材（鋼材等有価物）については、設計図面に示す場所に集積するものとする。 切断後の鋼管矢板は荷崩れしないよう十分な安全対策を施さなければならない。 6. 特定建設資材の分別解体等 本工事における特定建設資材の工程ごとの作業内容及び分別解体等の方法は、次のとおりである。 <table><tr><td rowspan="7">工程ごとの作業内容及び解体方法</td><td>工程</td><td>作業内容</td><td>分別解体等の方法</td></tr><tr><td>①仮設</td><td>仮設工事 □有 ■無</td><td>□手作業 □手作業・機械作業の併用</td></tr><tr><td>②土工</td><td>土工 □有 ■無</td><td>□手作業 □手作業・機械作業の併用</td></tr><tr><td>③基礎</td><td>基礎工事 ■有 □無</td><td>□手作業 ■手作業・機械作業の併用</td></tr><tr><td>④本体構造</td><td>本体構造の工事 □有 ■無</td><td>□手作業 □手作業・機械作業の併用</td></tr><tr><td>⑤本体付属品</td><td>本体付属品の工事 □有 ■無</td><td>□手作業 □手作業・機械作業の併用</td></tr><tr><td>⑥その他（ ）</td><td>その他の工事 □有 ■無</td><td>□手作業 □手作業・機械作業の併用</td></tr></table> 注） ■が該当部分である。 7. 地盤改良工 1）本工事における地盤改良工は、地盤内に固化材により地盤を壁状に改良するものであり、施工方法は、「高圧噴射攪拌工法」により円形の改良体を造成するものであり、改良範囲のうち粘性土層に対しては、事前に水を噴射して切削（プレジェット）を行うものとする。 なお、高圧噴射攪拌工法はJETCRETE工法（JETCRETE研究会）による施工を考えており、これによらない場合は監督職員と協議するものとする。 2）受注者は、施工中における施工現場周辺の地盤、構造物及び施設等への影響を定量的に把握しなければならない。 なお、これらの施設等への影響が発生した場合、直ちに施工を中止するとともに監督職員にその内容を報告し、対応方法について協議するものとする。 3）受注者は、地盤改良工の施工に当たり、技術的知識と経験を有する現場責任者を選任し、事前に経歴等を監督職員に提出し、承諾を得るものとする。 4）高圧噴射攪拌工法は、先行削孔方式（削孔径250mm）により施工することを考えているが、これにより難しい場合は監督職員と協議するものとする。 なお、先行削孔時に、崩壊性地盤（砂質土、砂礫質等）の孔壁の安定を図るため、ベントナイトを混合した安定液を使用することとし、安定液の参考配合は、下表のとおりとする。 <table><tr><td>材料名</td><td>質量</td><td>体積</td></tr><tr><td>ベントナイト</td><td>0.07t</td><td>0.027m³</td></tr><tr><td>水</td><td>0.97t</td><td>0.973m³</td></tr><tr><td>計</td><td>1.04t</td><td>1.000m³</td></tr></table>	工程ごとの作業内容及び解体方法	工程	作業内容	分別解体等の方法	①仮設	仮設工事 □有 ■無	□手作業 □手作業・機械作業の併用	②土工	土工 □有 ■無	□手作業 □手作業・機械作業の併用	③基礎	基礎工事 ■有 □無	□手作業 ■手作業・機械作業の併用	④本体構造	本体構造の工事 □有 ■無	□手作業 □手作業・機械作業の併用	⑤本体付属品	本体付属品の工事 □有 ■無	□手作業 □手作業・機械作業の併用	⑥その他（ ）	その他の工事 □有 ■無	□手作業 □手作業・機械作業の併用	材料名	質量	体積	ベントナイト	0.07t	0.027m ³	水	0.97t	0.973m ³	計	1.04t	1.000m ³	
工程ごとの作業内容及び解体方法	工程		作業内容	分別解体等の方法																																
	①仮設		仮設工事 □有 ■無	□手作業 □手作業・機械作業の併用																																
	②土工		土工 □有 ■無	□手作業 □手作業・機械作業の併用																																
	③基礎		基礎工事 ■有 □無	□手作業 ■手作業・機械作業の併用																																
	④本体構造		本体構造の工事 □有 ■無	□手作業 □手作業・機械作業の併用																																
	⑤本体付属品		本体付属品の工事 □有 ■無	□手作業 □手作業・機械作業の併用																																
	⑥その他（ ）	その他の工事 □有 ■無	□手作業 □手作業・機械作業の併用																																	
材料名	質量	体積																																		
ベントナイト	0.07t	0.027m ³																																		
水	0.97t	0.973m ³																																		
計	1.04t	1.000m ³																																		

項目	内 容	備考																																										
	ベントナイトの物理特性は以下のとおり考えている。 <table><tr><td>水分 (%)</td><td>12.0以下</td></tr><tr><td>かさ密度 (g/cm³)</td><td>0.55～0.90</td></tr><tr><td>p H</td><td>9.5～11.0</td></tr><tr><td>膨潤力 (ml/2g)</td><td>25.0以上</td></tr></table> 5) 施工機の設置に当たっては、施工機を所定の施工位置に据え付けるものとする。 6) 地盤改良工で使用する用水については、機場敷地内に布設済みの水道管（海部南部水道企業団・臨時用）より取水可能である。 7) 施工予定深度まで削孔完了後、初期噴射を行うものとする。 8) 改良体造成時の引上げ速度は、下表のとおりとする。 <table><tr><td>施工内容</td><td>深度</td><td>引上げ速度</td><td>備考</td></tr><tr><td rowspan="2">造成</td><td>深度30mまで</td><td>9 min/m</td><td></td></tr><tr><td>深度30m以深</td><td>15 min/m</td><td></td></tr><tr><td rowspan="2">造成(再)</td><td>深度30mまで</td><td>6 min/m</td><td></td></tr><tr><td>深度30m以深</td><td>3 min/m</td><td></td></tr><tr><td>プレジェット</td><td>Dc1層、Ac2層</td><td>6 min/m</td><td></td></tr></table> 9) 改良体造成時の硬化材噴射及び、プレジェット水の噴射は、下表のとおりとする。 <table><tr><td>深度</td><td>噴射圧力</td><td>噴射量</td><td>備考</td></tr><tr><td>深度30mまで</td><td>33.6 MPa</td><td>570 l/min</td><td></td></tr><tr><td>深度30m以深</td><td>34.8 MPa</td><td>580 l/min</td><td></td></tr></table> 10) 改良体造成時のエアースプレー噴射は、圧力0.70～1.05MPa、噴射量10.5～11.0m³/minとする。 11) 地盤改良に伴う汚泥処理にあたっては、排泥用のガイド管（鋼管400A）を地盤に挿入し、仮設構台（2）に固定して排泥物が漏れないように建て込み、汚泥を排泥櫛で集めた後、汚泥タンクへ導き回収するものとする。 なお、これによらない場合は監督職員と協議するものとする。 12) 地盤改良工で使用する施工ヤードは第5章3の2）のとおりであり、施工期間中は同ヤード内への施工機械の定置は可能であるが、事前に施工機械の配置計画等を提出し、監督職員の承諾を得るものとする。 13) 造成の施工に当たっては、作業前に造成プラントにおいて第9章1の1）に定める固化材の配合が保たれていることを確認するものとする。 14) 地盤改良固化材は第9章1の1）に示す配合を考えているが、これにより難しい場合は監督職員と協議するものとする。 15) 地盤改良効果の確認は、事後調査ボーリング及び一軸圧縮試験を行うものとし、設計図面に示す位置にて計画しているが、位置、本数について変更する場合がある。 採取したコアについてはJIS A 1216（土の一軸圧縮試験方法）に定められた一軸圧縮試験を行い、改良体の一軸圧縮強度を確認するものとする。 なお、一軸圧縮試験の供試体作成箇所は、監督職員立会の上、決定するものとする。 設計強度は、砂質土改良体3.0MN/m²以上、粘性土改良体1.0MN/m²以上とする。	水分 (%)	12.0以下	かさ密度 (g/cm ³)	0.55～0.90	p H	9.5～11.0	膨潤力 (ml/2g)	25.0以上	施工内容	深度	引上げ速度	備考	造成	深度30mまで	9 min/m		深度30m以深	15 min/m		造成(再)	深度30mまで	6 min/m		深度30m以深	3 min/m		プレジェット	Dc1層、Ac2層	6 min/m		深度	噴射圧力	噴射量	備考	深度30mまで	33.6 MPa	570 l/min		深度30m以深	34.8 MPa	580 l/min		
水分 (%)	12.0以下																																											
かさ密度 (g/cm ³)	0.55～0.90																																											
p H	9.5～11.0																																											
膨潤力 (ml/2g)	25.0以上																																											
施工内容	深度	引上げ速度	備考																																									
造成	深度30mまで	9 min/m																																										
	深度30m以深	15 min/m																																										
造成(再)	深度30mまで	6 min/m																																										
	深度30m以深	3 min/m																																										
プレジェット	Dc1層、Ac2層	6 min/m																																										
深度	噴射圧力	噴射量	備考																																									
深度30mまで	33.6 MPa	570 l/min																																										
深度30m以深	34.8 MPa	580 l/min																																										

項目	内 容	備考
8. 鋼管矢板工	16) 効果確認の結果、15) に示す設計強度が確認されなかった場合、又は設計図面に示す造成体が形成されなかった場合、受注者はその原因を分析・整理するとともに、対応について監督職員と協議するものとする。 17) 削孔及び改良体造成設備は定置式を考えているが、変更の必要が生じた場合は監督職員と協議するものとする。 1) 鋼管矢板工の施工は、鋼管パイラーによる圧入工法とし、ウォータージェットを併用する。また、工事に先立ち①工事内容、②工事期間及び工程、③工事要領、④施工機械及びプラント設備の配置、⑤施工管理項目と管理基準、⑥品質管理の方法と手法、⑦安全対策を記載した施工計画書を監督員に提出し承認を受けることとする。 1) 鋼管矢板：SKY400 φ1000 縞鋼管高耐力継手（P-P型） 2) 圧入作業にて打設が困難な地層（Dc1, Ds1 (2), Dc2, Ds2層等）は、ウォータージェットを併用する。 鋼管矢板継手部のモルタル強度は、$\sigma_{ck}=40\text{N/mm}^2$以上を確保する。 2) 鋼管矢板圧入工に先立ち、図面に基づき、削孔機によりエプロン部のコンクリート削孔を行い、反力装置設置及び鋼管圧入工を行うものとする。 コンクリート削孔は地中障害物撤去MRT工法による施工を考えており、これによらない場合は監督職員と協議するものとする。 3) 反力装置は、鋼管圧入初期の反力として反力用鋼矢板を2列施工し、その間に反力架台を設置して初期圧入を行う。 4) 鋼管矢板圧入工の施工にあたっては、海側、川側それぞれ最初の1本を試験杭として施工するものとする。 5) 鋼管矢板の施工にあたり、図面に示された深度に達する前に圧入不能となった場合は、原因を調査するとともに、監督職員と協議しなければならない。 6) 鋼管矢板の運搬、保管にあたっては、杭の表面、継手、開先部分などに損傷を与えないようにしなければならない、また、大きなたわみ、変形を生じないようにしなければならない。 7) 鋼管矢板の現場溶接継手については、アーク溶接継手とし、現場溶接に際しては溶接工の選定及び溶接の管理、指導、検査及び記録を行う溶接施工技術者を常駐させなければならない。 鋼管矢板の溶接については、JIS Z 3801（手溶接技術検定における試験方法及び判定基準）に定められた試験のうち、その作業に該当する試験（または同等以上の検定試験）に合格した者で、かつ現場溶接の施工経験が6ヶ月以上の者に行わさせなければならない。 ただし、半自動溶接を行う場合は、JIS Z 3841（半自動溶接技術検定における試験方法及び判定基準）に定められた試験の種類のうち、その作業に該当する試験（またはこれと同等以上の検定試験）に合格した者で、かつ現場溶接の施工経験が6ヶ月以上の者に行わせない。 鋼管矢板の溶接に従事する溶接工は資格証明書を常携し、監督職員が資格証明書の提示を求めた場合は、これに応じなければならない。なお、受注者は、溶接工の作業従事者の名簿を施工計画書に記載しなければならない。 受注者は、鋼管矢板の溶接には直流または交流アーク溶接機を用いるものとし、二次側に電流計、電圧計を備えておき、溶接作業場にて電流調節が可能でなければならない。 受注者は、降雪雨時、強風時に露地で鋼管矢板の溶接作業を行っ	

項目	内 容	備考
	てはならない。ただし、作業が可能なように、遮へいした場合等には、設計図書に関して監督職員の承諾を得て作業を行うことができる。また、気温が5℃以下の時は溶接を行ってはならない。ただし、気温が-10～+5℃の場合で、溶接部から100mm以内の部分がすべて+36℃以上に予熱した場合は施工できる。 受注者は、鋼管矢板の溶接部の表面のさび、ごみ、泥土等の有害な付着物をワイヤブラシ等でみがいて清掃し、乾燥させなければならない。 8) 受注者は、鋼管矢板の上杭の建込みにあたっては、上下軸が一致するように行い、第11章 施工管理 2. に示す許容値を満足するように施工しなければならない。なお、測定は、上杭の軸方向を直角に近い異なる二方向から行わなければならない。 9) 鋼管矢板の溶接完了後、第11章 施工管理 2. に示された方法、個数につき、指定された箇所について欠陥の有無を確認しなければならない。なお、確認の結果、発見された欠陥のうち手直しを要するものについては、その箇所をグラインダまたはガウジングなどで完全にはつりとり再溶接して補修しなければならない。 10) 受注者は、8) 及び9) のほか、杭の現場溶接継手に関する溶接条件、溶接作業、検査結果等の記録を整備及び保管し、監督職員の請求があった場合は、速やかに提示するとともに、工事完成時に監督職員へ提出しなければならない。 11) 鋼管矢板継手は、継手先端に沓を取付け、極力、継手管内に土砂が混入しないように実施しなければならない。また、継手管内の排土は鋼管矢板基礎設計施工便覧に示される二重管方式による施工とする。鋼管矢板の継手管内は、排土後、第9章 1. 4) に示す中詰材を直ちに充填しなければならない。 地表面近く及び地表面以上の継手管内のモルタル注入は、モルタル分が外部に流出しないようにグラウト袋を用いた施工とする。 12) 鋼管矢板は水中切断とし、水中切断機を用いた施工とする。鋼管矢板の切断にあたっては、仮想ケーソン部に悪影響を及ぼさないように行わなければならない。 13) 鋼管矢板継手は、設計図面に示す位置でプレカットされた製品を使用するものとし、継手管内のモルタル注入時のモルタル流出防止を目的として、鋼管矢板圧入に先立ち、設計図面に示す位置に止水材を充填するものとする。	
9. 撤去復旧工	設計図面に示す施設を撤去するものとする。 なお、再利用する資材の撤去に当たっては損傷を与えないよう十分留意して作業を行うものとする。 また、再利用する資材は機場敷地内に仮置きするものとし、詳細な仮置き場所については監督職員が別途指示するものとする。 防護柵は再利用を予定しているが、再利用が不可能な場合は監督職員と協議するものとする。	
10. 地中埋設物への対応	1) 施工時に、予期せぬ埋設物等に接触した場合には、直ちに監督職員に報告し、対応を協議するものとする。 2) 埋設物の状況確認のため、試掘及びボーリング調査等が必要となった場合には、監督職員と協議するものとする。	
第11章 施工管理 1. 主任技術者等の資格	主任技術者又は監理技術者は、共通仕様書第1編1-1-10に規定する(1)又は(3)の資格を有するものでなければならない。	

項目	内 容	備考		
2. 施工管理の追加項目	本工事の施工管理については、農林水産省農村振興局制定「土木工事施工管理基準」（以下「施工管理基準」という。）によるほか、次によるものとする。			
	1) 地盤改良工の出来形・品質管理			
	管理対象	管理項目	管理基準値	頻度
	杭芯出し	位置	±10cm以内	各孔
		埋設物	監督職員立会	必要箇所
	施工機設置	角度	±0.5° 以内	各孔
	削孔	削孔角度	±0.5° 以内	各孔
		削孔深度	設計値以上	各孔
	ロッド挿入	ロッド長	受注者計画値	各孔
	初期噴射	状況	－	各孔
	造成・プレジェット開始	造成・プレジェット開始深度	設計値	各孔
	圧縮空気	圧力	設計値以上	常時
		吐出量	設計値以上	常時
	固化材	配合	比重±0.05以内	2回／日
		圧力	設定値±5%以内	常時
		吐出量	設計値以上	常時
	回転・引上げ	回転数	設定値±3%以内	各孔
		引上げ時間		各孔
	排泥処理	排泥状況	常時噴泥	常時
		処分地	－	随時
	造成・プレジェット終了	造成・プレジェット終了深度	設計値	各孔
	引き抜き	ロッド長	受注者計画値	各孔
	穴埋め、洗浄	点検確認	－	各孔
	2) 鋼管矢板工の出来形・品質管理			
	管理対象	管理項目	管理基準値	頻度
	現場溶接	円周溶接部の目違い	許容値3mm以下	
		浸透探傷試験（溶剤除去性染色浸透探傷試験）	割れ及び有害な欠陥がないこと	全溶接箇所
放射線透過試験		JIS Z 3104の1類から3類	溶接20ヶ所毎に1ヶ所	
圧入工	基準高	±100mm以内	全数	
	根入長	設計値以上	施工本数20本毎に1ヶ所	
	偏心量	300mm以内	施工本数20本毎に1ヶ所	
3) 施工管理基準及び上記に定めのない項目については、受注者の設定した基準によるものとするが、この場合、あらかじめ監督職員の承諾を得るものとする。				
4) 鋼管矢板工は、放射線透過試験が不可能な場合は、放射線透過試験に替えて超音波探傷試験とすることができる。この場合、あらかじめ監督職員と協議するものとする。				

項目	内 容	備考
3. 現場継手溶接部試験	現場溶接部の検査は、放射線透過試験により実施するものとする。従事する技術者は、JIS Z 3861 に基づく試験に合格した者又はそれと同等以上の技量をもつ者とする。試験方法は JIS Z 3104 によるものとし、JIS Z 3104 の 1 類から 3 類であることを確認する。 また、JIS Z 2343-1（浸透探傷試験方法）により、継手全長において、材片の密着度を検査するものとする。	
4. 工事写真における黒板情報の電子化について	黒板情報の電子化は、被写体画像の撮影と同時に工事写真における黒板の記載情報の電子的記入を行うことにより、現場撮影の省力化、写真整理の効率化を図るものである。 受注者は、工事契約後に監督職員の承諾を得たうえで黒板情報の電子化を行うことができる。黒板情報の電子化を行う場合、受注者は、以下の（１）から（４）によりこれを実施するものとする。	
（１）使用する機器・ソフトウェア	受注者は、黒板情報の電子化に必要な機器・ソフトウェア等（以下、「機器等」という。）は、「土木工事施工管理基準 別表第 2 撮影記録による出来形管理」に示す項目の電子的記入ができるもので、かつ「電子政府における調達のために参照すべき暗号のリスト (CRYPTREC 暗号リスト)」 (URL「https://www.cryptrec.go.jp/list.html」) に記載する基準を用いた信憑性確認機能（改ざん検知機能）を有するものを使用するものとする。	
（２）機器等の導入	1) 黒板情報の電子化に必要な機器等は、受注者が準備するものとする。 2) 受注者は、黒板情報の電子化に必要な機器等を選定し、監督職員の承諾を得なければならない。	
（３）黒板情報の電子的記入に関する取扱い	1) 受注者は、（１）の機器等を用いて工事写真を撮影する場合は、被写体と黒板情報を電子画像として同時に記録してもよいこととする。 2) 本工事の工事写真の取扱いは、「土木工事施工管理基準 別表第 2 撮影記録による出来形管理」及び「電子化写真データの作成要領（案）」によるものとする。なお、上記 1) に示す黒板情報の電子的記入については、「電子化写真データの作成要領（案） 6 写真編集等」に示す「写真編集」には該当しないものとする。 3) 黒板情報の電子化を適用する場合は、従来型の黒板を写し込んだ写真を撮影する必要はない。	
（４）写真の納品	受注者は、（３）に示す黒板情報の電子化を行った写真を、工事完成時に発注者へ納品するものとする。 なお、受注者は納品時に URL (https://www.cals.jacic.or.jp/CIM/sharing/index_digital.html) のチェックシステム（信憑性チェックツール）又はチェックシステム（信憑性チェックツール）を搭載した写真管理ソフトウェアを用いて、黒板情報を電子化した写真の信憑性確認を行い、その結果を監督職員へ提出するものとする。	
（５）費用	機器等の導入に要する費用は、従来の黒板に代わるものであり、技術管理費の写真管理に要する費用に含まれる。	
5. 工事現場等における遠隔確認について	1) 本工事は、施工段階確認、材料検査、立会等による確認を受注者が動画撮影用カメラにより撮影した映像と音声を監督職員等に同時配信し、双方向通信により会話をしながら監督職員等がモニター上	

項目	内 容	備考
第12章 条件変更補足説明	で工事現場等の確認（以下「遠隔確認」という）を行う工事である。 2) 遠隔確認の活用は、別添の「工事現場等における遠隔確認に関する実施要領」によるものとする。 3) 農林水産省が推奨する Web 会議システムは、Microsoft Teams である。 4) 通信環境が整わない現場や遠隔確認が非効率となる場合も想定されることから、受発注者の協議により遠隔確認の適用・不適用を決定するものとする。 本工事の施工に当たり、自然又は人為的な施工条件が設計図書等と異なる場合、あるいは、設計図書等に明示されていない場合の施工条件の変更に該当する主な事項は、次のとおりである。 1) 土質・地質に著しい相違があった場合 2) 過失によらない湧水の著しい発生があった場合 3) 地下埋設物（埋蔵文化財を含む）の出現があった場合 4) 第三者の協議結果に伴って変更が生じた場合 5) 石綿含有材又は石綿含有のおそれがある資材を発見した場合 6) 関連工事との調整に伴い変更が生じた場合 7) 既設構造物の撤去復旧に伴い変更が生じた場合 8) その他本特別仕様書に定めのない事項	
第13章 公共事業関係調査に対する協力	本工事が歩掛調査又は間接経費等諸経費動向調査の対象となった場合は、受注者はその調査実施に協力するものとする。 なお、歩掛調査等の実施方法の詳細については、監督職員の指示によるものとする。	
第14章 その他 1. 契約後VE提案	1) 定 義 「VE提案」とは、工事請負契約書第19条の2の規定に基づき、契約締結後、設計図書に定める工事目的物の機能、性能等を低下させることなく請負代金額を低減することを可能とする施工方法等の設計図書の変更について、受注者が発注者に行う提案をいう。 2) VE提案の意義及び範囲 ① VE提案の範囲は、設計図書に定められている内容のうち工事材料及び施工方法等に係る変更により請負代金額の低減を伴うものとし、原則として工事目的物の変更を伴わないものとする。 ② ただし、次の提案は、VE提案の範囲に含めないものとする。 ア) 施工方法等を除く工期の延長等の施工条件の変更を伴う提案 イ) 工事請負契約書第18条（条件変更等）に基づき条件変更が確認された後の提案 ウ) 競争参加資格要件として求めた同種工事又は類似工事の範囲を超えるような工事材料、施工方法等の変更の提案 3) VE 提案書の提出 ① 受注者は、2)のVE 提案を行う場合、次に掲げる事項をVE 提案書（共通仕様書様式6－1～4）に記載し、発注者に提出しなければならない。 ア) 設計図書に定める内容とVE 提案の内容の対比及び提案理由 イ) VE 提案の実施方法に関する事項（当該提案に係る施工上の条件等を含む） ウ) VE 提案が採用された場合の工事代金額の概算低減額及び算出	

項目	内 容	備考
	根拠 エ) 発注者が別途発注する関連工事との関係 オ) 工業所有権を含む VE 提案である場合、その取り扱いに関する事項 カ) その他 VE 提案が採用された場合に留意すべき事項 ② 発注者は、提出された VE 提案書に関する追加的な資料、図書その他の書類の提出を受注者に求めることができる。 ③ 受注者は、VE 提案を契約締結の日より、当該 VE 提案に係る部分の施工に着手する日の 35 日前までに、発注者に提出できるものとする。 ④ VE 提案の提出費用は、受注者の負担とする。 4) VE 提案の適否等 ① 発注者は、VE 提案の採否について、原則として、VE 提案を受領した日の翌日から 14 日以内に書面（共通仕様書 様式 6－5）により通知するものとする。ただし、その期間内に通知できないやむを得ない理由があるときは、受注者の同意を得たうえでこの期間を延長することができるものとする。 ② また、VE 提案が適正と認められなかった場合には、その理由を付して通知するものとする。 ③ VE 提案の審査に当たっては、施工の確実性、安全性、設計図書と比較した経済性を評価する。 ④ 発注者は、VE 提案により設計図書の変更を行う場合は、工事請負契約書第 19 条の 2（設計図書の変更に係る受注者の提案）の規定に基づくものとする。 ⑤ 発注者は、VE 提案により設計図書の変更を行う場合は、工事請負契約書第 25 条（請負代金額の変更方法等）の規定により請負代金額の変更を行うものとする。 ⑥ 前項の変更を行う場合においては、VE 提案により請負代金額が低減すると見込まれる額の 10 分の 5 に相当する額（以下、「VE 管理費」という。）を削減しないものとする。 ⑦ VE 提案を採用した後、工事請負契約書第 18 条（条件変更等）の条件変更が生じた場合において、発注者が VE 提案に対する変更案を求めた場合、受注者はこれに応じるものとする。 ⑧ 発注者は、工事請負契約書第 18 条（条件変更等）の条件変更が生じた場合には、工事請負契約書第 25 条（請負代金額の変更方法等）第 1 項の規定に基づき、請負代金額の変更を行うものとする。VE 提案を採用した後、工事請負契約書第 18 条（条件変更等）の条件変更が生じた場合の前記⑥の VE 管理費については、変更しないものとする。 ただし、双方の責に帰することができない理由（不可抗力、予測不可能な事由等）により、工事の続行が不可能又は著しく工事低減額が減少した場合においては、発注者と受注者が協議して定めるものとする。 5) VE 提案書の使用 発注者は、VE 提案を採用した場合、工業所有権が設定されたものを除き、その内容が一般的に使用されている状態となった場合は、当該工事以外の工事においてその内容が無償で使用する権利を有するものとする。 6) 責任の所在 発注者が VE 提案を適正と認め、設計図書の変更を行った場合においても、VE 提案を行った受注者の責任が否定されるものではないこ	

項目	内 容	備考
2. 入札後契約前VE 提案	ととする。 工事請負契約書第 18 条の条件変更が生じた場合においても、入札後契約前 VE 管理費については原則として変更はしないものとする。ただし、工事の続行が不可能又は著しく工事低減額が減少した場合においては、発注者と受注者の協議により定めるものとする。	
3. 電子納品	工事完成図書を、共通仕様書第 1 編 1 - 1 - 37 に基づき作成し、次のものを提出しなければならない。 ・工事完成図書の電子媒体（CD-R、DVD-R 又は BD-R）正副 2 部	
4. 配置予定監理技術者等の専任期間	1) 請負契約の締結後から工事の始期までの期間については、主任技術者又は監理技術者の設置を要しない。 2) 契約締結日の日から工事着手するまでの期間（現場事務所の設置、資機材の搬入又は仮設工事等が開始されるまでの期間）については、発注者と受注者の間で書面により明確にした場合に限って、主任技術者又は監理技術者の工事現場での専任を要しない。 3) 工事完成後、検査が終了し（発注者の都合により検査が遅延した場合を除く。）、事務手続後、後片付け等のみが残っている期間については、発注者と受注者の間で書面により明確にした場合に限って、主任技術者又は監理技術者の工事現場での専任を要しない。なお、検査が終了した日は、発注者が工事の完成を確認した旨、受注者に通知した日（例：「合格通知書」における日付）とする。	
5. ワンデーレスポンス実施に関する事項	「ワンデーレスポンス」とは、監督職員が受注者からの協議等に対する指示、通知を原則「その日のうち」に回答する対応である。ただし、「その日のうち」の回答が困難な場合は、いつまでに回答が必要なのかを受注者と協議のうえ、回答日を通知するなど、何らかの回答を「その日のうち」にすることである。 なお、「その日のうち」とは午前中に協議等が行われたものは、その日のうちに回答することを原則とし、午後には協議等が行われたものは、翌日中に回答するものとする。ただし、原則として閉庁日を除く。	
6. 工事の施工効率向上対策	受発注者間の現場条件等の確認の場として、次の会議を設置するので、現場代理人等の受注者代表は、次の事項並びに「工事の施工効率向上対策」（農水省 WEB サイト）を十分に理解のうえ、対応するものとする。 1) 工事円滑化会議（施工条件確認会議） 工事契約後に、円滑な工事着手が図れるよう事務所長、次長、総括監督員、主任監督員（主催）及び監督員が、現場代理人、受注会社幹部に設計の考え方等を説明し、共有を図るものとする。なお、開催日程、出席者、課題等については現場代理人と監督職員の協議により定めるものとする。 2) 工事円滑化会議（工程確認会議） 工事着手時および新工種発生時等、受発注者間において、現場代理人・受注会社幹部並びに事務所長、次長、総括監督員、主任監督員（主催）、監督員が、現場条件、施工計画、工事工程等について、確認し、円滑な工事の実施を図る工事円滑化会議を開催するものとする。なお、開催日程・出席者・課題等については現場代理人と監督員の協議により定めるものとする。 3) 設計変更確認会議	

項目	内 容	備考
7. 技術提案の履行	工事完成前に、設計変更手続きや工事検査が円滑に行われるよう、現場代理人・受注会社幹部並びに事務所長、次長、総括監督員、主任監督員（主催）、監督員が工期、設計変更内容、技術提案の履行状況等について高いレベルで確認する設計変更確認会議を開催するものとする。なお、開催日程・出席者・課題等については現場代理人と監督員と協議し定めるものとする。 4) 対策検討会議 工事実施中において、自然的又は人為的な要因等により、工事の工期、設計及び施工等に大きな影響をもたらす重大な事象が発生した際に、調査設計段階の検討内容を含めた技術課題等の迅速な解決に向けて、現場代理人・受注会社幹部並びに各地方農政局地方参事官（議長）・関係課職員、事務所長、次長、総括監督員、主任監督員、監督員が対応方針の協議・確認を行う対策検討会議を開催することができるものとする。なお、対策検討会議は、現場代理人又は監督職員が工事円滑化会議等において協議の上開催する。 5) 建設コンサルタントの出席 上記1)、2)、3)及び4)の会議に必要なに応じて建設コンサルタントを出席させる場合は、必要経費を積算し、別途契約により対応するものとする。 なお、工事受注者の同会議出席に要する経費については、当該工事の現場管理費の中の通信交通費に含まれるものと考えており、開催回数に関わらず変更契約の対象としない。 6) 工事円滑化会議、設計変更確認会議及び対策検討会議において確認した事項については、打合せ記録簿（共通仕様書 様式-42）に記録し、相互に確認するものとする。	
	技術提案を行った工事についてはその提案内容の履行について、下記の段階で監督職員と打合せを行い、履行を徹底するものとする。 1) 施工計画書提出段階 施工計画書提出段階には技術提案（施工計画）の内容を施工計画書に確実に記載し、契約の位置づけを明確にする。 ただし、提出する該当工事の技術提案書そのものを施工計画書に添付してはならない。 なお、現場条件等によって、技術提案（施工計画）の内容を履行することにより所定の品質確保が困難になる内容または、対外協議、交渉等受注者の責によらず履行ができない項目については事実が判明した時点で速やかに、監督職員と協議するものとする。 また、各技術提案（施工計画）における確認の方法は、施工計画書作成段階に監督職員と打合せを行い、施工計画書に記載するものとする。 2) 工事実施段階 施工計画書に記載した技術提案（施工計画）の項目で、検査時に確認ができない提案内容については、原則、現地で監督職員の確認を受けるものとし、履行範囲がすべて確認できるよう記録を残すものとする。 3) 工事完成検査段階 工事完成検査時においては、技術提案（施工計画）の履行状況が確認できる資料及び技術提案チェックリストを作成するとともに、検査職員に履行の確認を受けるものとする。	
8. 現場環境の改善の試行	本工事は、だれでも働きやすい現場環境（快適トイレ）の整備について、監督職員と協議し、変更契約においてその整備に必要な費用を	

項目	内 容	備考
	計上する試行工事である。 1) 内容 受注者は、現場に以下のア～サの仕様を満たす快適トイレを設置することを原則とする。 ただし、シ～チについては、満たしていればより快適に使用できるものと思われる項目であり、必須ではない。 (快適トイレに求める機能) ア 様式(洋風)便器 イ 水洗及び簡易水洗機能(し尿処理装置付き含む) ウ 臭い逆流防止機能 エ 容易に開かない施錠機能 オ 照明設備 カ 衣類掛け等のフック、又は荷物の置ける棚等(耐荷重を5kg以上とする) (付属品として備えるもの) キ 現場に男女がいる場合に男女別の明確な表示 ク 周囲からトイレの入口が直接見えない工夫 ケ サニタリーボックス コ 鍵と手洗器 サ 便座除菌クリーナー等の衛生用品 (推奨する仕様、付属品) シ 便房内寸法 900×900mm 以上(面積ではない) ス 擬音装置(機能を含む) セ 着替え台 ソ 臭気対策機能の多重化 タ 室内温度の調整が可能な設備 チ 小物置き場(トイレットペーパー予備置き場等) 2) 快適トイレに要する費用 快適トイレに要する費用については、当初は計上していない。 受注者は、上記(1)の内容を満たす快適トイレであることを示す書類を添付し、規格・基数等の詳細について監督職員と協議することとし、精算変更時において、見積書を提出するものとする。 【快適トイレに求める機能】ア～カ及び【付属品として備えるもの】キ～チの費用については、従来品相当を差し引いた後、51,000円/基・月を上限に設計変更の対象とする。 なお、設計変更数量の上限は、男女別で各1基ずつ2基/工事(施工箇所)までとする。 また、運搬・設置費は共通仮設費(率)に含むものとし、2基/工事(施工箇所)より多く設置する場合や積算上限額を超える費用については、現場環境改善費(率)を想定しており、別途計上は行わない。 3) 快適トイレの手配が困難な場合は、監督職員と協議の上、本項の対象外とする。	
9. 現場環境改善費	1) 現場環境改善費の内容は以下のとおりとし、原則として計上項目のそれぞれから1内容以上選択し合計5つの内容を実施することとする。ただし、地域の状況・工事内容により組合せ、実施項目数及び実施内容を変更しても良い。詳細については、監督職員と協議実施する。なお、内容に変更が生じた場合は、監督職員と協議するものとする。 2) 以下に示す内容において、受注者は、具体的な実施内容、実施期間を施工計画書に含めて監督職員に提出するものとする。	

項目	内 容	備考										
10. 週休2日による 施工	3) 受注者は、工事完成時に現場環境改善費の実施状況が分かる写真を監督職員に提出するものとする。											
	<table><tr><th>計上項目</th><th>実施する内容（率計上分）</th></tr><tr><td>仮設備関係</td><td>①用水・電力等の供給設備 ②緑化・花壇 ③ライトアップ施設 ④見学路及び椅子の設置 ⑤昇降設備の充実 ⑥環境負荷の低減</td></tr><tr><td>営繕関係</td><td>①現場事務所の快適化（女性用更衣室の設置を含む） ②労働宿舍の快適化 ③デザインボックス（交通誘導警備員待機室） ④現場休憩所の快適化 ⑤健康関連設備及び厚生施設の充実等</td></tr><tr><td>安全関係</td><td>①工事標識・照明等安全施設のイメージアップ（電光式標識等） ②盗難防止対策（警報器等） ③避暑（熱中症予防）・防寒対策</td></tr><tr><td>地域連携</td><td>①地域対策費（農家との調整、地域行事等の経費を含む） ②完成予想図 ③工法説明図 ④工事工程表 ⑤デザイン工事看板（各工事PR看板含む） ⑥見学会等の開催（イベント等の実施含む） ⑦見学所（インフォメーションセンター）の設置及び管理運営 ⑧パンフレット・工法説明ビデオ ⑨社会貢献</td></tr></table>	計上項目	実施する内容（率計上分）	仮設備関係	①用水・電力等の供給設備 ②緑化・花壇 ③ライトアップ施設 ④見学路及び椅子の設置 ⑤昇降設備の充実 ⑥環境負荷の低減	営繕関係	①現場事務所の快適化（女性用更衣室の設置を含む） ②労働宿舍の快適化 ③デザインボックス（交通誘導警備員待機室） ④現場休憩所の快適化 ⑤健康関連設備及び厚生施設の充実等	安全関係	①工事標識・照明等安全施設のイメージアップ（電光式標識等） ②盗難防止対策（警報器等） ③避暑（熱中症予防）・防寒対策	地域連携	①地域対策費（農家との調整、地域行事等の経費を含む） ②完成予想図 ③工法説明図 ④工事工程表 ⑤デザイン工事看板（各工事PR看板含む） ⑥見学会等の開催（イベント等の実施含む） ⑦見学所（インフォメーションセンター）の設置及び管理運営 ⑧パンフレット・工法説明ビデオ ⑨社会貢献	
	計上項目	実施する内容（率計上分）										
	仮設備関係	①用水・電力等の供給設備 ②緑化・花壇 ③ライトアップ施設 ④見学路及び椅子の設置 ⑤昇降設備の充実 ⑥環境負荷の低減										
	営繕関係	①現場事務所の快適化（女性用更衣室の設置を含む） ②労働宿舍の快適化 ③デザインボックス（交通誘導警備員待機室） ④現場休憩所の快適化 ⑤健康関連設備及び厚生施設の充実等										
安全関係	①工事標識・照明等安全施設のイメージアップ（電光式標識等） ②盗難防止対策（警報器等） ③避暑（熱中症予防）・防寒対策											
地域連携	①地域対策費（農家との調整、地域行事等の経費を含む） ②完成予想図 ③工法説明図 ④工事工程表 ⑤デザイン工事看板（各工事PR看板含む） ⑥見学会等の開催（イベント等の実施含む） ⑦見学所（インフォメーションセンター）の設置及び管理運営 ⑧パンフレット・工法説明ビデオ ⑨社会貢献											
1) 本工事は、週休2日に取り組むことを前提として、労務費、機械経費（賃料）、共通仮設費（率分）、現場管理費（率分）を補正した試行対象工事である。受注者は、契約後、週休2日による施工を行わなければならない。なお、受注者の責によらない現場条件・気象条件等により週休2日相当の確保が難しいことが想定される場合には監督職員と協議するものとする。												
2) 「週休2日」とは、対象期間を通じた現場閉所の日数が、4週8休以上となることをいい、対象期間内の現場閉所日数の割合が28.5%（8日/28日）以上の水準に達する状態をいう。 なお、ここでいう対象期間、現場閉所等の具体的な内容は次のとおりである。												
① 対象期間とは、工事着手日から工事完成日までの期間をいう。 なお、対象期間において、年末年始を挟む工事では年末年始休暇分として12月29日から1月3日までの6日間、8月を挟む工事では夏季休暇分として土日以外の3日間、工場製作のみを実施している期間、工事全体を一時中止している期間、余裕期間のほか、発注者があらかじめ対象外としている内容に該当する期間（受注者の責によらず現場作業を余儀なくされる期間など）は含まない。												
② 現場閉所とは、現場事務所等での事務作業を含め、1日を通して現場作業が行われない状態をいう。ただし、現場安全点検や巡視作業等、現場管理上必要な作業を行うことは可とする。												
③ 降雨、降雪等による予定外の現場閉所日についても、現場閉所日数に含めるものとする。												
3) 週休2日（4週8休以上）の実施の確認方法は、次によるものと												

項目	内 容	備考																					
	する。 ① 受注者は、契約後、週休 2 日の実施計画書を作成し監督職員へ提出する。 ② 受注者は、週休 2 日の実施状況を定期的に監督職員へ報告する。 なお、週休 2 日の実施状況の報告については、現場閉所実績が記載された日報、工程表や休日等の作業連絡記録、安全教育・訓練等の記録資料等により行うものとする。 ③ 監督職員は、上記②の受注者からの報告により週休 2 日の実施状況を確認するものとし、必要に応じて受注者からの聞き取り等を行う。 ④ 監督職員は、受注者から定期的な報告がない場合や、実施状況が確認できない場合などがあれば、受注者から上記②の記録資料等の提示を求め確認を行うものとする。 ⑤報告の時期は、受注者と監督職員が協議して定める。 4) 監督職員が週休 2 日の実施状況について、必要に応じて聞き取り等の確認を行う場合には、受注者は協力するものとする。 5) 発注者は、現場閉所を確認した場合は、現場閉所状況に応じた以下に示す補正係数により労務費、機械経費（賃料）、共通仮設費（率分）、現場管理費（率分）を補正する。 ①補正係数 <table><tr><td></td><td>4 週 8 休以上</td></tr><tr><td>現場閉所率</td><td>28.5%（8 日 / 28 日）以上</td></tr><tr><td>労務費</td><td>1.02</td></tr><tr><td>機械経費（賃料）</td><td>1.02</td></tr><tr><td>共通仮設費（率分）</td><td>1.02</td></tr><tr><td>現場管理費（率分）</td><td>1.05</td></tr></table> ②補正方法 当初積算において 4 週 8 休以上の達成を前提とした補正係数を各経費に乗じている。なお、発注者は、工事完成時に現場閉所の達成状況を確認後、4 週 8 休に満たない場合は、工事請負契約書第 25 条の規定に基づき請負代金額のうち、それぞれの経費につき上記 1) に示す補正係数による補正を行わずに減額変更する。 また、提出された工程表が週休 2 日の取得を前提としていないなど、明らかに受注者側に週休 2 日に取り組む姿勢が見られなかった場合については、契約違反として「地方農政局工事成績等評定実施要領（模範例）の制定について」（平成15年 2 月 19 日付け 14地第759号大臣官房地方課長通知。以下「工事成績要領」という。）別紙 8（事業（務）所長用）に示す「7. 法令遵守等」において、点数10点を減ずるものとする。 6) 週休 2 日の確保に取り組む工事において、市場単価方式・土木工事標準単価による積算に当たっては、現場閉所状況に応じて、以下のとおり補正する。 <table><tr><th rowspan="2">名称</th><th rowspan="2">区分</th><th>補正係数</th></tr><tr><td>4 週 8 休以上</td></tr><tr><td rowspan="2">防護柵設置工 （転落防止柵）</td><td>設置</td><td>1.02</td></tr><tr><td>撤去</td><td>1.02</td></tr></table>		4 週 8 休以上	現場閉所率	28.5%（8 日 / 28 日）以上	労務費	1.02	機械経費（賃料）	1.02	共通仮設費（率分）	1.02	現場管理費（率分）	1.05	名称	区分	補正係数	4 週 8 休以上	防護柵設置工 （転落防止柵）	設置	1.02	撤去	1.02	
	4 週 8 休以上																						
現場閉所率	28.5%（8 日 / 28 日）以上																						
労務費	1.02																						
機械経費（賃料）	1.02																						
共通仮設費（率分）	1.02																						
現場管理費（率分）	1.05																						
名称	区分	補正係数																					
		4 週 8 休以上																					
防護柵設置工 （転落防止柵）	設置	1.02																					
	撤去	1.02																					

項目	内 容	備考
11. 週休2日の促進	1) 本工事は、週休2日制を促進するため、現場閉所状況に応じて工事成績要領に基づく工事成績評価において加点評価を行うとともに、週休2日制工事の促進における履行実績取組証明書（以下「履行実績取組証明書」という。）の発行を行う工事である。 2) 発注者は、現場閉所状況が月単位で4週8休以上（現場閉所率28.5%（8日／28日）以上）と確認した場合は、工事成績評価において加点評価するものとする。ただし、工事成績評価の合計は100点を超えないものとする。また、明らかに受注者側に週休2日に取り組む姿勢が見られなかった場合については、工事成績評価の点数を10点減ずることとする。なお、加点評価に当たっては、以下のとおりとする。 ① 他の模範となるような受注企業の働き方改革に係る取組を本工事において実施した場合は、工事成績要領別紙5に示す「4. 創意工夫」に、次の評価項目を追加した上で最大2点を加点評価する。なお、複数事項への取組や実施状況の内容に応じて1点、2点で評価する。 ○監督職員用 【働き方改革】 ☐月単位の週休2日（4週8休以上）の確保に向けた企業の取組が図られている。 ☐若手や女性技術者の登用など、担い手の確保に向けた取組が図られている。 ② 現場閉所による週休2日相当（4週8休以上）が達成した場合は、工事成績要領別紙3－1に示す「2. 施工状況（Ⅱ工程管理）」に、次の2つの評価項目を追加し、両方で加点評価する。ただし、週休2日に満たない（休日率4週6休以上）場合は、「休日の確保を行った。」のみを評価する。 ○監督職員用 ☐休日の確保を行った。 ☐その他〔理由：現場閉所により月単位の週休2日（4週8休以上）の確保を行った。〕 ○事務所長用 ☐工程管理に係る積極的な取組が見られた。 ☐その他〔理由：現場閉所による月単位の週休2日（4週8休以上）の確保に取り組んだ。〕 ③ 現場閉所による週休2日相当（4週8休以上）が達成したことに加え、対象期間内の全ての土曜及び日曜日に現場閉所を行った場合は、工事成績要領別紙8に示す「7. 法令遵守等」に次の評価項目を追加した上で1点を加点評価する。 ○事務所長用 ☐その他〔理由：現場閉所による週休2日（4週8休以上）の確保を行ったとともに全ての土曜及び日曜日に現場閉所を行った。〕 3) 監督職員は、受注者からの報告により現場閉所状況が4週8休以上（現場閉所率28.5%（8日/28日）以上）と確認した場合は、履行実績取組証明書を発行するものとする。	

項目	内 容	備考
12. 地域外からの労務者確保に要する間接工事費の設計変更について	1) 本工事は、「共通仮設費（率分）のうち営繕費」及び「現場管理費のうち労務管理費」の下記に示す経費（以下「実績変更対象経費」という。）については、工事実施に当たって積算額と実際の費用に乖離が生じることが考えられる。契約締結後、受注者の責によらない地元調整等により施工計画に変更が生じ、積算基準の金額想定では適正な工事の実施が困難になった場合は、実績変更対象経費の支出実績を踏まえて最終精算変更時点で設計変更することができる。 営 繕 費：労働者送迎費、宿泊費、借上費 労務管理費：募集及び解散に要する費用、賃金以外の食事、通勤等に要する費用 2) 発注者は、契約締結後、受注者から請負代金内訳書の提出があった場合、共通仮設費及び現場管理費に対する実績変更対象経費の割合（以下「割合」という。）を提示する。 3) 受注者は、2) により発注者から示された割合を参考にして、発注者は別に示す実績変更対象経費に係る費用の内訳を記載した実績変更対象経費に関する実施計画書（以下「計画書」という。）を作成し、監督職員に提出するものとする。 4) 受注者は、最終精算変更時点において、発注者が別に示す実績変更対象経費に関する変更実施計画書（以下「変更計画書」という。）を作成するとともに、変更計画書に記載した計上額が証明できる書類（領収書、又は金額の妥当性を証明する金額計算書）を添付して監督職員に提出し、設計変更の内容について協議するものとする。 5) 受注者の責めに帰すべき事由による増加費用と認められるものについては、設計変更の対象としない。 6) 発注者は、実績変更対象経費の支出実績を踏まえて設計変更する場合、「土地改良事業等請負工事積算基準に基づき算出した額」から「計画書に記載された共通仮設費（率分）と現場管理費の合計額」を差し引いた後、「4）の証明書類において妥当性が確認できた費用」を加算して算出した金額を設計変更の対象とする。 7) 発注者は、受注者から提出された資料に虚偽の申告があった場合、法的措置、指名停止等の措置を行う場合がある。 8) 疑義が生じた場合は、受発注者間で協議するものとする。	
13. 1日未満で完了する作業の積算	1) 本工事における1日未満で完了する作業の積算（以下「1日未満積算基準」という。）は変更積算のみ適用する。 2) 受注者は、施工パッケージ型積算基準と乖離があった場合に、1日未満積算基準の適用について、協議の発議を行うことができる。 3) 同一作業員の作業が他工種等の作業と組合せて1日作業となる場合には、1日未満積算基準は適用しない。 4) 受注者は、その他協議に当たって、1日未満積算基準に該当することを示す書面、その他協議に必要となる根拠資料（見積書、契約書、請求書等）により、施工パッケージ型積算基準との乖離が確認できない場合には、1日未満積算基準は適用しない。 5) 災害復旧工事等で人工精算する場合や、「時間的制約を受ける工事の積算方法」を適用して積算する場合等、1日未満積算基準以外の方法によることが適当と判断される場合には、1日未満積算基準を適用しない。	

項目	内 容	備考
14. 共通仮設費率分の適切な設計変更について	1) 本工事は、「共通仮設費（率分）のうち運搬費及び準備費」の下記に示す経費（以下「実績変更対象経費」という。）について、工事実施に当たって積算額と実際の費用に乖離が生じた場合は、実績変更対象経費の支出実績を踏まえて最終精算 変更時点で設計変更することができる。 運搬費：建設機械の運搬費 2) 発注者は、契約締結後、共通仮設費に対する実績変更対象経費の割合（以下「割合」という。）を提示する。 3) 受注者は、2) により発注者から示された割合を参考にして、実績変更対象経費に係る費用の内訳について設計変更の協議ができるものとする。 4) 受注者は、最終精算変更時点において、発注者が別に示す実績変更対象経費に関する内訳書（以下「内訳書」という。）を作成するとともに、内訳書に記載した計上額が証明できる書類（領収書、又は金額の妥当性を証明する金額計算書）を添付して監督職員に提出し、設計変更の内容について協議するものとする。 5) 受注者の責めに帰すべき事由による増加費用と認められるものについては、設計変更の対象としない。 6) 発注者は、実績変更対象経費の支出実績を踏まえて設計変更する場合、「土地改良事業等請負工事共通仮設費算定基準に基づき算出した額」から「内訳書に記載された共通仮設費（率分）の合計額」を差し引いた後、「4) の証明書類において妥当性が確認できた費用」を加算して算出した金額を設計変更の対象とする。 7) 発注者は、受注者から提出された資料に虚偽の申告があった場合、法的措置、指名停止等の措置を行う場合がある。 8) 疑義が生じた場合は、受発注者間で協議するものとする。	
15. CORINSへの登録	技術者の従事期間は、契約（変更の場合は、変更契約）工期をもって登録することとし、余裕期間を含まないことに留意すること。	
16. 総価契約単価合意方式（包括的単価個別合意方式）について	1) 本工事は、請負代金額の変更があった場合における変更金額や部分払金額の算定を行う際に用いる単価等をあらかじめ協議し、合意しておくことにより、設計変更や部分払に伴う協議の円滑化に資することを目的として実施する総価契約単価合意方式（包括的単価個別合意方式）の対象工事である。 2) 受発注者間で作成の上合意した単価合意書は、公表するものとする。	
17. 熱中症対策に資する現場管理費の補正	1) 本工事は、熱中症対策に資する現場管理費の補正の試行工事の対象とし、日最高気温の状況に応じた現場管理費の補正を行う対象工事である。 2) 用語の具体的な内容は次のとおりである。 ①真夏日 日最高気温が30℃以上の日をいう。 ②工期 準備・後片付け期間を含めた工期をいう。なお、年末年始休暇分として12月29日から1月3日までの6日間、8月を挟む工事では夏季休暇分として土日以外の3日間、工事全体を一時中止している期間は含まない。 ③真夏日率 以下の式により算出された率をいう。 $\text{真夏日率} = \text{工期期間中の真夏日} \div \text{工期}$	

項目	内 容	備考
	3) 受注者は、工事着手前に工事期間中における気温の計測方法及び計測結果の報告方法を記載した施工計画書を作成し、監督職員へ提出する。 4) 気温の計測方法については、施工現場から最寄りの気象庁の地上気象観測所の気温又は環境省が公表している観測地点の暑さ指数(WBGT)を用いることを標準とする。 なお、WBGTを用いる場合は、WBGTが25℃以上となる日を真夏日と見なす。 ただし、これによりがたい場合は、施工現場から最寄りの気象庁の地上気象観測所以外の気象観測所で気象業務法(昭和27年法律第165号)に基づいた気象観測方法により得られた計測結果を用いることも可とする。 5) 受注者は、監督職員へ計測結果の資料を提出する。 6) 発注者は、受注者から提出された計測結果の資料を基に工期中の日最高気温から真夏日率を算定した上で補正値を算出し、現場管理費率に加算し設計変更を行うものとする。 $\text{補正値}(\%) = \text{真夏日率} \times \text{補正係数}^{\ast}$ ※ 補正係数：1.2	
18. 建設キャリアアップシステムの活用	1) 本工事は、建設キャリアアップシステム(以下「CCUS」という。)の普及促進を図るため、CCUSに本工事の建設現場に係る情報等を登録している事業者の比率等について目標を設定し、その達成状況に応じた工事成績評価を実施する試行工事である。 2) 受注者は、CCUSの活用について希望する場合、工事着手前に発注者に対して協議し、CCUSの活用に取り組むものとする。 また、受注者がCCUSの活用に取り組む場合は、本条3～7を適用するものとし、受注者がCCUSの活用に取り組まない場合は、本条3)～7)は適用しないものとする。 3) 受注者は、CCUSに本工事の建設現場に係る情報の登録を行うとともに、建設キャリアアップカードのカードリーダーを設置する。 4) 本条において使用する用語の定義は、以下のとおりとする。 ・下請企業：建設業法(昭和24年法律第100号)第2条第5項に規定する下請負人のうち、工事において施工体系図への記載が求められるものをいう。ただし、一人親方及び当該工事現場での施工が2週間以内の企業を除く。 ・技能者：下請企業の従業員で、建設技能者として就労する者をいい、一人親方を含む。ただし、当該工事現場での就業が2週間以内の者を除く。 ・CCUS登録事業者：下請企業のうち、一般財団法人建設業振興基金に対し、事業者として自社の情報、雇用する技能者に関する情報又は建設現場に係る情報を登録するCCUSの利用者をいう。 ・CCUS登録技能者：技能者のうち、一般財団法人建設業振興基金に対し、技能者として本人情報を登録し、就業履歴情報を蓄積するCCUSの利用者をいう。 ・登録事業者率：CCUS登録事業者の数/下請企業の数 ・登録技能者率：CCUS登録技能者の数/技能者の数 ・就業履歴蓄積率：建設キャリアアップカードのカードリーダーへのタッチ等をして工事現場へ入場した技能者の数/工事現場へ入場した技能者の数	

項目	内 容	備考
19. 令和6年9月20日からの大雨の被災地域における被災農林漁家の就労機会の確保について	・平均登録事業者率：5)に定める計測日において計測された登録事業者率の平均値 ・平均登録技能者率：5)に定める計測日において計測された登録技能者率の平均値 ・平均就業履歴蓄積率：5)に定める計測日において計測された就業履歴蓄積率の平均値 5) 受注者は、登録事業者率、登録技能者率及び就業履歴蓄積率について、工事の始期から半年を初回とし、以降3ヶ月に1回の頻度で計測（当該計測した日を以下「計測日」という。）し、発注者に報告する。具体的な計測日は、受発注者の協議の上で決定するものとする。ただし、計測頻度については、CCUSの改修状況を踏まえて、受発注者の協議の上で変更することがある。 6) 受注者が、本工事期間中において、平均登録事業者率90%以上、平均登録技能者率80%以上及び平均就業履歴蓄積率50%以上（以下「目標基準」と総称する。）を全て達成した場合は、発注者は、審査項目「5. 創意工夫」の「その他」において1点加点を行う。また、受注者が、目標基準を全て達成し、かつ、平均登録技能者率90%以上を達成した場合は、発注者は、審査項目「5. 創意工夫」の「その他」において更に1点加点を行う。 7) 受注者は、本工事期間中において、平均登録事業者率70%、平均登録技能者率60%、平均就業履歴蓄積率30%のいずれかが未達成の場合は、本工事名、未達成の項目、要因及び改善策を工事完成検査日までに発注者に報告すること。 8) モデル工事における効果や課題を検証するため、発注者がCCUSの活用状況等の実態調査を行う場合は、これに協力すること。 1) 受注者は、工事の施工に当たっては、効率的な施工に配慮しつつ、被災地域における被災農林漁家の就労希望者を優先的に雇用するよう努めるものとする。なお、被災地域における被災農林漁家を雇用した場合は、月毎の被災農林漁家の雇用実績人数を提出すること。 2) 発注者は、被災農林漁家の雇用実績を確認した場合は、工事成績評価別紙7に示す「6. 社会性等」に、次の評価項目を追加した上で最大7.5点を加点点評価する。ただし、工事成績評価の合計は100点を超えないものとする。 〔事業（務）所長〕 【被災農林漁家の就労機会の確保】 ☐ 令和6年9月20日からの大雨の被災地域における被災農林漁家を雇用した。 ☐ 令和6年9月20日からの大雨の被災地域における被災農林漁家を複数名又は長期に渡って雇用した。 ☐ 令和6年9月20日からの大雨の被災地域における被災農林漁家を複数名、長期に渡って雇用した。	
第15章 定めなき事項	この仕様書に定めない事項又は本工事の施工に当たり疑義が生じた場合は、必要に応じて監督職員と協議するものとする。	

(別記様式 1)

工 期 通 知 書

令和〇〇年〇〇月〇〇日

支出負担行為担当官

東海農政局長 秋葉 一彦 殿

住所

商号又は名称

氏名

次のとおり工期を定めたので通知します。

工 事 名	尾張西部国営施設機能保全事業 日光川河口排水機場基礎耐震化対策（その7）工事
工 事 場 所	愛知県海部郡飛島村梅之郷地内
契約予定年月日	令和 年 月 日
工 事 の 始 期	令和 年 月 日
工 期	工 事 の 始 期 から （〇〇〇日間） 令和 年 月 日 まで

※契約の締結までに提出すること。

※契約書には本通知書により通知した工期(工事の始期及び終期)を記載する。

尾張西部事業（機能保全）

尾張西部国営施設機能保全事業 日光川河口排水機場基礎耐震化対策（その7）工事

工 事 数 量 表
【当初】

工 事 数 量 表

工種・種別・細別	規格	単位	数量	備 考
1. 地盤改良工	高圧噴射攪拌工 海側			
(1) 先行削孔				
先行削孔	φ 250mm以上, TP-36. 5mまで	本	7	
(2) 造成工				
造成	造成長23. 0m, TP-35. 5m～TP-12. 5m	本	7	
(3) 機械据付撤去				
削孔設備据付・解体		回	1	
造成設備据付撤去		回	1	
(4) ガイド管				
ガイド管	400A L=9. 5m	本	7	
(5) 高圧噴射攪拌工 特許使用料				
特許使用料		m3	2, 022	
(6) 高圧噴射攪拌工 産業廃棄物処理				
産業廃棄物処理費	汚泥（排泥）	m3	2, 058	
産業廃棄物運搬費	汚泥（排泥） 10 t 特装車 片道3. 8km	m3	2, 058	
2. 地盤改良工	高圧噴射攪拌工 川側			
(1) 先行削孔				
先行削孔	φ 250mm以上, TP-36. 5mまで	本	4	
(2) 造成工				
造成	造成長23. 0m, TP-35. 5m～TP-12. 5m	本	4	
(3) 機械据付撤去				
削孔設備据付・解体		回	1	
造成設備据付撤去		回	1	
(4) ガイド管				

工 事 数 量 表

工種・種別・細別	規格	単位	数量	備 考
ガイド管	400A L=12.5m	本	4	
(5) 高圧噴射攪拌工 特許使用料				
特許使用料		m3	1,156	
(6) 高圧噴射攪拌工 産業廃棄物処理				
産業廃棄物処理費	汚泥（排泥）	m3	1,176	
産業廃棄物処運搬費	汚泥（排泥）10 t 特装車 片道3.8km	m3	1,176	
3. 鋼管矢板工	海側			
(1) 鋼管矢板工	上部障害無, 側部障害無, 高天端5m以上, 広さ普通			
鋼管矢板圧入工 一般部	鋼管ハ イーφ1000, WJ併用, 継施工あり, ラフテレーンクレーン 70t	本	18	
鋼管矢板圧入工 端部	鋼管ハ イーφ1000, WJ併用, 継施工あり, ラフテレーンクレーン 70t	本	4	
鋼管矢板材料	SKY400 φ1000 高耐力継 手仕様	本	22	
継手管内排土工	P-P型継手管内排土	m	724	
継手管内モルタル注入工	P-P型継手管内モルタル注 入	m	558	
鋼管矢板切断・撤去工	φ1000	本	22	
4. 鋼管矢板工	川側			
(1) 鋼管矢板工	上部障害無, 側部障害3～ 5m, 高天端5m以上, 広さ普 通			
鋼管矢板圧入工 一般部	鋼管ハ イーφ1000, WJ併用, 継施工あり, クレーン付台船 50t	本	20	
鋼管矢板圧入工 端部	鋼管ハ イーφ1000, WJ併用, 継施工あり, クレーン付台船 50t	本	2	
鋼管矢板材料	SKY400 φ1000 高耐力継 手仕様	本	22	
継手管内排土工	P-P型継手管内排土, クレー ン付台船50t吊	m	694	
継手管内モルタル注入工	P-P型継手管内モルタル注 入, クレーン付台船50t吊	m	498	
鋼管矢板切断・撤去工	φ1000, クレーン付台船50t吊	本	22	
浜出し	ラフテレーンクレーン25t	式	1	
5. 撤去工	海側			

工 事 数 量 表

工種・種別・細別	規格	単位	数量	備 考
(1)エプロン切削撤去				
コンクリート削孔 (エプロン)	自立回転掘削機 ϕ 1.5m $\times$ 0.7m無筋コンクリート	本	34	
(2)防護柵 撤去工				
防護柵 撤去工	H=1.0m	m	48	
(3)撤去工 産業廃棄物処理	海側			
産業廃棄物処理 (無筋コンクリート)		m ³	42	
6. 撤去工	川側			
(1)エプロン切削撤去				
コンクリート削孔 (エプロン)	自立回転掘削機 ϕ 1.5m $\times$ 0.7m無筋コンクリート	本	28	
(2)撤去工 産業廃棄物処理				
産業廃棄物処理 (無筋コンクリート)		m ³	35	
7. 復旧工	海側			
(1)エプロン復旧				
水中不分離コンクリート打設	$\sigma_{ck}=24\text{N/mm}^2$	m ³	42	
(2)防護柵 復旧工				
防護柵 復旧工	再利用	m	48	
8. 復旧工	川側			
(1)エプロン復旧				
水中不分離コンクリート打設	$\sigma_{ck}=24\text{N/mm}^2$	m ³	35	
9. 仮設工	海側			
(1)仮設構台 (1)				
仮設構台 (1) 設置・撤去		基	1	
(2)仮設構台 (2)	地盤改良工用構台			
仮設構台 (2) 設置・撤去		基	3	

工 事 数 量 表

工種・種別・細別	規格	単位	数量	備 考
(3)反力装置設置・撤去				
反力架台設置・撤去	φ 1000	回	2	
反力用鋼矢板打設・引抜	電動式, 90kW, IV型, 19m以下 海側	枚	36	
鋼矢板賃料	鋼矢板, IV型	式	1	
10. 仮設工	川側			
(1)台船工				
クレーン付台船	クレーン付台船, 50t吊	式	1	
運搬台船	鋼100t積	式	1	
引船	鋼D450PS型	式	1	
(2)仮設構台 (2)	地盤改良工用構台			
仮設構台 (2) 設置・撤去	クレーン付台船50t吊	基	2	
(3)反力装置設置・撤去				
反力架台設置・撤去	φ 1000	回	1	
反力用鋼矢板打設・引抜	電動式, 90kW, IV型, 19m以下 川側	枚	18	
鋼矢板賃料	鋼矢板, IV型	式	1	
11. その他				
(1)事業損失防止施設費				
汚濁防止フェンス	海側			
汚濁防止フェンス 設置・撤去				
汚濁防止フェンス設置	高8m 1000～2000N未満	m	59	
汚濁防止フェンス撤去	高8m 1000～2000N未満	m	59	
汚濁防止フェンス賃料	高8m 1000～2000N未満	m	59	
汚濁防止フェンス	川側			
汚濁防止フェンス 設置・撤去				

工 事 数 量 表

工種・種別・細別	規格	単位	数量	備 考
汚濁防止フェンス設置	高10m 1000～2000N未満	m	46	
汚濁防止フェンス撤去	高10m 1000～2000N未満	m	46	
汚濁防止フェンス賃料	高10m 1000～2000N未満	m	46	
(2)運搬費				
共通仮設（積上げ）				
運搬費 機械設置撤去	海側			
重建設機械分解・組立・運搬・艀装	MRT工法削孔機 DHJ45 往復	式	1	
仮設材運搬費	仮設構台（1）	式	1	
仮設材運搬費	仮設構台（2）	式	1	
仮設材運搬費	鋼矢板IV型	式	1	
組立台船 運搬・組立・分解・えい航	300 t 積 スパッド付 往復	式	1	
鋼管パイラー組立・解体・運搬	φ1000 往復	式	1	
運搬費 機械設置撤去	川側			
重建設機械分解・組立・運搬・艀装	MRT工法 DHJ45 往復	式	1	
仮設材運搬費	仮設構台（2）	式	1	
仮設材運搬費	鋼矢板IV型	式	1	
分解・組立・運搬（川側）	クローラクレーン50t吊	式	1	
えい航（川側）	クレーン付台船、運搬台船 往復	式	1	
鋼管パイラー組立・解体・運搬	φ1000 往復	式	1	
(3)技術管理費				
共通仮設（積上げ）				
地盤改良工 事後調査				
地盤改良工 事後調査（海側）	φ86、ノンコア5.7m、 オールコア23.0m	式	1	
地盤改良工 事後調査（川側）	φ86、ノンコア14.3m、 オールコア23.0m	式	1	

工 事 数 量 表

工種・種別・細別	規格	単位	数量	備 考
1 軸圧縮強度試験				
1 軸圧縮強度試験		式	1	
溶接工試験費				
放射線透過試験		式	1	
浸透探傷試験		式	1	
削孔精度管理				
傾斜測定器損料		式	1	